

令和8年度東温市立南吉井小学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。南吉井小学校では、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための対策を行う。また、学校、家庭、地域、その他の関係機関との連携の下、いじめ問題を克服することを目指す。

2 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

3 南吉井小学校いじめ防止対策委員会の設置

南吉井小学校いじめ防止対策委員会		
【校内】 管理職、生徒指導主事、 教務主任、学年主任、 学級担任、養護教諭、 特別支援教育コーディネーター、 ハートなんでも相談員、等	【家庭・地域等】 学校運営協議会及び南吉井 っ子を守る会 （ＰＴＡ、スクールガード リーダー、補導委員、民生児 童委員、教育委員、主任児童 委員、区長、公民館長、等）	【関係機関】 松山南警察署 東温市教育委員会 児童相談所 スクールカウンセラー スクールソーシャルワ ーカー等

4 いじめ防止のために

- （１）特定の教職員が問題を抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長のリーダーシップのもと、全教職員が毅然とした指導を行う。
- （２）お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする人権・同和教育の充実に努める。
- （３）道徳的実践力を培う道徳教育の充実に努める。
- （４）お互いのよさを認め合ったり、心のつながりを感じたりすることのできる学級経営に努める。
- （５）家庭やＰＴＡ、地域の方々とともに、いじめ問題等について協議する機会を設け、学校のいじめへの対応について検討していただく。
- （６）月１回の学校生活アンケートを通して、全校児童に対して教育相談を行う。その結果を学年内で共有し、管理職・生徒指導主事・養護教諭・学年主任等が参加する生徒指導部会で共有・協議する。
- （７）毎月の生活目標に友達とのかかわりを大切にする目標を掲げ、全員で一丸となって取り組む。
- （８）生徒指導主事より生徒指導情報を全教職員に配付し、共通理解を図り、迅速に対応する。
- （９）各学年の発達段階に応じて、いじめに向かわない態度や能力を育てる教育に努める。

5 いじめ防止対策年間計画

1 学期	第1回南吉井っ子を守る会 学校いじめ防止基本方針の策定、修正 いじめ防止・生徒指導に関する校内研修 ・ 学校生活アンケート→教育相談 ・ 個別懇談会	生徒指導部会 兼 いじめ防止対策委員会 年間⑪回	児童会活動・特別活動	異年齢集団活動（清掃・あそびデー等）	道徳教育の充実	人権・同和教育の充実
2 学期	いじめ防止・生徒指導に関する校内研修 ・ 学校生活アンケート→教育相談 ・ 個別懇談会					
3 学期	いじめ防止・生徒指導に関する校内研修 ・ 学校生活アンケート→教育相談 第2回南吉井っ子を守る会 学校いじめ防止基本方針の検証、修正					

6 早期発見のために

- (1) 児童のささいな変化に気付いた場合、いつでも情報を共有・蓄積できるように、学年会・生徒指導部会・職員会議等を有効に活用する。
- (2) 毎月1回、学校生活に関するアンケートを実施するとともに、個別の教育相談や日記等において、きめ細かな実態把握に努める。また、その結果を基に教育相談を行い、必要に応じて学年会で共有する。共有された内容は生徒指導部会で共有し、全教職員で周知し、対応に当たる。
- (3) 児童の悩みを受け止めることができる相談体制を整備する。その充実のために養護教諭やハートなんでも相談員との連携を図る。その際、児童の悩みについて学級担任・生徒指導主事・管理職・養護教諭・ハートなんでも相談員が情報を共有して、指導に生かす。定期的に相談室を利用する児童は、保護者・学級担任・学年主任・生徒指導主事・管理職を交えたケース会議を行う。
- (4) 学校以外の窓口（東温市教育相談室、愛媛県総合教育センター教育相談室、愛媛県立子ども療育センター、いじめ相談ダイヤル24等）についての児童及び保護者に周知を図る。

7 いじめに対する対応 ※重大事態を含む

いじめに対する対応は、「いじめ等の問題への対応の流れ（南吉井小学校）」を全教職員で共通理解して指導にあたる。

- (1) いじめへの初期対応・事実確認（発見・相談を受けた場合）

いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を直ちにやめさせる。また、指導方針をできるだけ早く、当該保護者に報告する。児童や保護者からいじめの相談があった場合には、真摯に傾聴し、いじめられた児童やいじめを知らせてくれた児童の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。学校は、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。
- (2) 組織的な対応

教職員は一人で抱え込まず、学年主任へ報告し生徒指導部会で情報を共有する。緊急を要する場合は、学年で共有した後に、生徒指導主事、管理職に報告し、いじめ防止対策委員会が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。
- (3) いじめられた児童又はその保護者に対する支援

いじめられている児童から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや弾力的な処置等、いじめから児童を守るための対応を行う。また、家庭訪問等により、正確な情報を適切なタイミングで保護者に伝え、今後の対応についての情報を共有する。事案が収束した後も、複数の教職員の目で経過を観察し、指導に生かすとともに、学校の様子について定期的に保護者に報告する。また、いじめを認知してから少なくとも3か月は継続的に様子を見守る。
- (4) いじめた児童への指導又はその保護者に対する助言

いじめたとされる児童からも、事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合には、学校は直ちにいじめをやめさせ、その再発を防止する処置をとる。いじめの状況に応じて、教育委員会との連携の上、保護者の理解を得た上で特別の指導計画（出席停止を含む）を立てたり、警察等との連携を図ったりするなどの対応を行う。
- (5) いじめの実態調査

アンケート調査等を実施し、事実関係を明確にすることに努める。また、学校評価においていじめ防止等に関する調査を行い指導に生かす。
- (6) 周りの児童への働きかけと継続的な指導

周りの児童に対してもいじめは絶対に許されない行為であり根絶しようとする態度の育成に努める。
- (7) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等については、松山南警察署に連絡するとともに、直ちに削除する処置をとる。また、教職員研修、保護者への啓発、児童への指導の機会を適切に設けることで、インターネットを通じて行われるいじめの未然防止に努める。
- (8) 警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、松山南警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに松山南警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (9) 重大事態への対処

学校は、いじめが重大事態であると学校長が判断した場合、上記(1)～(8)の対応をとるとともに、教育委員会に報告の上、対応を図るための組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。